

故郷とっとり応援定期預金規定

1. 適用範囲等

- (1) この規定は、故郷とっとり応援定期預金（以下「この預金」といいます。）の取扱いを定めるものです。
- (2) この規定に定めがない事項に関しては「定期預金規定（共通規定）」のほか、各預金規定が適用されるものとします。

2. 預入対象者等

- (1) この預金は、とっとり砂丘大山支店に口座を保有している鳥取県外居住の方で、「ふるさと納税制度」を活用し鳥取県を応援してくださる個人の方のみの取扱いとなります。
- (2) この預金は、鳥取県外居住の方のみの商品となります。鳥取県内居住の方がお申込みをされてもお礼の品はお送りしません。

3. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、定期預金のお預け入れと合わせて、鳥取県の「ふるさと納税」への寄附を行なう商品です。
- (2) この預金は、とっとり砂丘大山支店専用の定期預金です。とっとり砂丘大山支店で口座開設の際に、同時にご契約いただいた専用インターネットバンキングでのお申込み受付のみとし、窓口やとっとり砂丘大山支店以外の店舗でご契約いただいているインターネットバンキング等でのお申込みはできません。
- (3) この預金の預入金額、預入単位等は下記のとおりとなります。

預入金額 : 一口あたり 500 万円

預入限度額 : お一人様何口でもお申しいただけます

預入期間 : 1 年（単利型）、自動継続（利払式のみ）の取扱いとなります

寄付金額 : 定期預金お預入または満期時に、寄附金 1 万円を代表口座より自動引落

※引落不能の場合、鳥取県への寄附ができませんので、この預金を解約させていただく場合があります。

- (4) 初回預入時の寄付金は、預金者の普通預金（代表口座）から自動引落しますので、あらかじめ、ふるさと納税資金 1 万円の入金をお願いします。この預金の満期時は一度利息を代表口座へ入金し、寄附金を自動引落するものとします。
- (5) この預金は、自動継続（利払式）となります。満期毎に自動で寄附を行い、その都度、お礼の品をお送りします。ただし、寄附金が引落しできなかった場合、お礼の品はお送りしません。

4. 預金の解約等

- (1) やむを得ず期限前解約をされる場合は、当行所定の期限前解約利率を適用します。
- (2) この預金は、一部解約はできません。

5. お礼の品について

- (1) この預金には、ふるさと納税への返礼品としてお礼の品が付与されます。
- (2) お礼の品は、当行指定のコースからお選びいただけます。なお、選択方法は、インターネットバンキングでこの預金の預入れの際、各コース毎の定期預金をご選択いただく方法となります。
- (3) お礼の品は、当行所定の発送時期に、預金者が当行へ届出している住所に送付する方法によりお渡しします。

- (4) お礼の品は、当行が提携する事業者より提供されます。お礼の品の品質等に関する一切の責任は当行が提携する事業者が負います。
- (5) お礼の品は、コースに応じて当行が提携する事業者が配送します。この場合、配送に関する一切の責任は、当行が委託する事業者が負います。
- (6) お礼の品は、当行が提携する事業者から直接配送するため、預金者の住所、氏名、電話番号等の個人情報を提携する事業者へ提供します。
- (7) 事由の如何を問わず、当行の責めに帰すべからざる事由により、お礼の品がお届けできなかった場合、お礼の品の受取権限が失効するものとします。
- (8) 次の場合、各事項への該当が確認された以降の全てのお礼の品の受取権限が失効します。
 - ①その他、当行が特に定める場合
- (9) お礼の品の内容は環境や経済情勢等により、変更させていただく事があります。

6. 規定等の変更

- (1) 市場環境や税制改正等により、この預金の商品内容を変更する場合や、お取り扱いを中止させていただく場合がございます。
- (2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの記載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項、前々項の変更等は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2024年8月現在)